

項目	特記事項			
▷ 1. 工事種目	名称	新設	改修	摘要
	空気調和設備工事	○ 一式	○ 一式	
	暖房設備工事	○ 一式	○ 一式	
	冷房設備工事	○ 一式	○ 一式	
	換気設備工事	○ 一式	○ 一式	
	排煙設備工事	○ 一式	○ 一式	
	給油設備工事	○ 一式	○ 一式	
	自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外排水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内排水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式	
	衛生器具設備工事	○ 一式	○ 一式	
	消火設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
		○ 一式	○ 一式	
	○ 一式	○ 一式		
	○ 一式	○ 一式		

※ 種目は●印を付したものを適用する  
 ※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう  
 ※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう  
 ※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう



5) ステンレス鋼管継手の種類

種類	冷温水	冷却水	温水	給水	給湯	消火	備考
<input type="radio"/> プレス							ダブルプレス
<input type="radio"/> 拡管式							
<input type="radio"/> 溶接							
<input type="radio"/> ハウジング継手							

6) 埋設配管

- 防食処理  土中  
 ペトロラタム系防食テープ ( )  
 ブチルゴム系絶縁テープ ( )  
 コンクリート内  
 プラスチックテープ ( )

地中埋設標・埋設表示テープ・屋外配管埋設深さ

	地中埋設標		埋設表示テープ		屋外配管埋設深さ		
	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	車両道路	道路以外	凍結深度
給水配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL- m以上	GL- m以上	GL- m以上
ガス配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	
油配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	

要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する

7) 溶接部の検査

- 目視検査  非破壊検査 (溶接部の種類 : )  
(検査の種類 : )  
(配管種別 : )  
(使用圧力 : )  
(抜き取り率 : )

詳細は標準仕様書の当該事項による

8) 配管洗浄

- 冷温水管  給水管 (  1次側  2次側 )  
 冷却水管  給湯管  受水タンク  高置タンク  
 貯湯タンク  給湯用膨張タンク  
高周波洗浄もしくは同等以上の方法による  
飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う

▷ 2. 保温

標準仕様書第2編3.1.4及び5のうち保温材及び外装材は次による断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと

1) 配管

- 保温材  グラスウール ( )  
 ロックウール ( )  
 ポリスチレンフォーム ( )
- 外装材 ｲ) 屋内露出  
 合成樹脂製カバー ( )  
 アルミガラスクロス ( )  
 その他 ( ) ( )
- ロ) 機械室・書庫・倉庫  
 アルミガラスクロス ( )  
 その他 ( ) ( )

2) ダクト

- ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中  
 アルミガラスクロス ( )  
 その他 ( ) ( )
- ニ) 床下・暗渠内  
 着色アルミガラスクロス ( )  
 アルマット ( )  
 保温なし ( )  
 その他 ( )

外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温を行う

- 保温材  グラスウール ( )  
 ロックウール ( )  
 ポリスチレンフォーム ( )  
 その他 ( )

- 外装材 イ) 屋内露出  
 合成樹脂製カバー  カラー亜鉛鉄板  
 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板  ステンレス鋼板  
 アルミガラスクロス  その他 ( )
- ロ) 機械室・書庫・倉庫  
 アルミガラスクロス  カラー亜鉛鉄板  
 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板  ステンレス鋼板  
 合成樹脂製カバー  その他 ( )

- ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中  
 アルミガラスクロス  
 その他 ( )
- ニ) 外気取入用ダクト及び排気用ダクト  
 アルミガラスクロス  
 その他 ( )

- 範囲 イ) 外気取入用ダクト ・ 全て  
 ロ) 排気用ダクト  全て  
 その他 ( 外壁より1.5m以内 )

3) 機器類

- 冷温水ヘッダー  冷水ヘッダー  冷温水タンク  
 冷水タンク  温水タンク  蒸気ヘッダー  
 温水ヘッダー  熱交換器  還水タンク  
 膨張タンク

- 保温材  グラスウール  ロックウール  
 その他 ( )

- 外装材  カラー亜鉛鉄板  溶融アルミニウム—亜鉛鉄板  
 ステンレス鋼板  その他 ( )

4) 冷媒被覆銅管

外 径	6.35	9.52	12.7 ~ 50.8
被覆厚			

5) 煙道

- 保温材  ロックウール  その他 ( )  
 外装材  カラー亜鉛鉄板  溶融アルミニウム—亜鉛鉄板  
 ステンレス鋼板  その他 ( )

6) 消音内貼り

- 施工方法は標準仕様書の当該事項による  
 施工箇所は図示したダクト及びチャンパー類とする  
 使用材料  グラスウール  その他 ( )  
 厚さ  25mm  50mm  
 消音内貼チャンパーの寸法は外法寸法とする  
 ラス押え  有 ( )  無

▷ 3. 塗装

イ. 屋内露出は、室内環境対応・配慮形塗料又は水性系塗料の合成樹脂調合ペイントとする。  
但し煙道、煙突は耐熱塗装とする。

ロ. 裸管 ○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント  
・蒸気管 機械室内は、アルミニウムペイント  
居室及び隠ぺいは、さび止めペイント

ハ. 支持金物及び架台類

○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント

ニ. ダクト \* 合成樹脂調合ペイント

ホ. その他 ○ アルミニウムペイント ○ 調合ペイント

▷ 4. ダクト及びダクト付属品

1) ダクト

方式 ○ 低圧 ○ 高圧1 ○ 高圧2  
○ その他 ( )

工法 ○ アングルフランジ ( )  
○ コーナーボルト ( )  
( ○ 共板フランジ ○ スライドオンフランジ )

種別 ○ 鉄板 ( )  
○ スパイラルダクト ( )  
○ 硬質塩化ビニル管 (VU) ( )  
○ 矩形 (アングルダクト工法) ( )  
○ その他 ( )

2) チャンバー等

イ. 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー、ホッパーには排水を設ける

ロ. シーリングディフューザーには下記の接続ボックスを設ける

イ) ネック径200φ以下 : 400×400×250H

ロ) " 200φをこえるもの : 500×500×300H

ハ. 線状吹出口には、下記の接続ボックスを設ける

イ) BL-S、BL-D : 200×(長さ+100)×300H

ロ) BL-T、BL-K : 250×(長さ+100)×300H

ニ. 天井付制気口には、特記なき場合(制気口寸法+100)×250Hの接続ボックスを設ける

3) 防雪フード

イ. 材質 ステンレス鋼板製 ○ SUS430  
○ SUS304  
○ その他 ( )

ロ. 板厚 ( ) mm

4) 排気フード

イ. 幕板 ○ 本工事 ステンレス鋼板製 ○ SUS430  
○ SUS304  
○ 別途工事 ○ ( ) mm

5) セルフード

○ 丸形フード ○ 防風形フード ○ その他 ( )

材質 ○ ステンレス製  
○ アルミニウム製  
○ その他 ( )

6) 風量測定口

取付箇所 1. 特記した風量調整ダンパーの上流又は下流  
2. 送排風機、空調機に近接した風道の部分  
3. 外気取入風道の部分  
4. その他指定部分

▷ 5. 制気口

1) 吹出口・吸込口

材質 ○ 樹脂製 ( )  
○ 鋼板製  
○ アルミニウム材製  
○ その他 ( )

▷ 6. 貫通部の処理

1) 穴埋補修

穴埋補修は無収縮モルタル又はロックウール保温材で補修する  
 なお、ロックウール保温材の場合は脱落防止の措置を施す

2) 防火区画の処理

イ. 不燃材料の配管で貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で埋める

ロ. 不燃材料以外の配管で貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする

▷ 7. 吊り及び支持

ハ. スパンドレイルについてセルフードは抵触しない事

イ. インサート金物は、吊りボルトに対し、適正なサイズのものを選定する

ロ. 断熱材使用箇所におけるインサート金物は、断熱インサート金物とする

▷ 8. スリーブ

ハ. 吊り用ボルトは、ピット内及び床下は被覆全ねじ又は丸鋼とする

イ. 標準仕様書（第2編 第2章の2.2.27）による

ロ. 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ

※つば付き鋼管スリーブ

○非加硫ブチルゴム系止水材（使用部位： ）

▷ 9. はつり及び穴あけ  
 （改修工事等）

既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則として、ダイヤモンドカッターによる

口径は、原則として管の外径（保温されるものにあつては保温材の厚さを含む）より20mm程度大きなものとする

▷ 10. インサート  
 及びアンカー

改修工事において、既存のインサート及びアンカーボルトは、原則として、使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアンカーを再使用する場合は、状態及び強度を確認し、十分に清掃を行ってから使用する。

また、引張強度の確認試験については、工事監督員と協議する

機器の固定

アンカーの耐震計算を行う機器等

\* 工事監督員と協議する

○ 無し

確認試験

イ. あと施工アンカーの性能確認試験 ○ 行う \* 行わない

ロ. あと施工アンカーの施工後確認試験

\* 行う 確認強度は工事監督員と協議する

○ 行わない

▷ 11. 耐震措置

「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行う

○ 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ○ 乙類

(1) 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
1階及び	1.0	0.6	0.6	0.4
地下階	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) ( ) 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

(2) 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）



5) 指定仮設

▷ 14. 土工事

1) 管周囲の保護

2) 埋戻し土

3) 建設発生土等の処理

4) 山留め施工

▷ 15. 地業工事

1) 砂利地業

▷ 16. コンクリート工事

1) コンクリート強度

▷ 17. 使用機材

\* なし      ○ 本工事（仮設計画図による）

\* 山砂の類      ○ 良質土      ○ その他

\* 掘削土の良質土      ○ 山砂の類

場外搬出（約      km      捨て場所      ）

（捨て場所住所：      ）

（管 理 者：      ）

捨て土均し（ ○ 有り      ○ 無し）

○ 構内敷均し      ○ 構内指示の場所に堆積（図示による）

○ 構外敷均し

○ 処理費（ \* 有償      ○ 無償      ）

○ 有り（工法：      ）      ○ 無し

\* 再生クラッシュラン      ○ 切込砂利      ○ 切込碎石

砂利地業の厚さ \* 100mm以上

○      mm（      ）

JIS A5001（道路用碎石） C-40程度

機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋

強 度	○ 16N/mm <sup>2</sup>	○ 18N/mm <sup>2</sup>	○ 21N/mm <sup>2</sup>
スランプ	cm	cm	cm
施工箇所			

鉄筋種別	異形鉄筋	○ SD295A	○ SD345	○ SD390
補強筋	壁開口部	○ 基準配筋による	○ 構造図面による	
	床開口部	○ 基準配筋による	○ 構造図面による	
	その他	○ 基準配筋による	○ 構造図面による	

使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和●●年度版設備機材等指定名簿」及び本仕様書のメーカーリストによる

○ メーカーリスト

機 器 名	指 定	製 造	所

**○ 空気調和設備**

項 目	特 記 事 項
▷ 1. エネルギー源	○ 重油      ○ 灯油      ○ ガス（都市ガスの場合      ○ 低圧      ○ 中圧） ○ 電気      ○ その他（      ）
▷ 2. 空気調和方式	○ 全空気      ○ 空気一水      ○ 全水      ○ 冷媒式
▷ 3. 暖房方式	○ 蒸気      ○ 温水      ○ 温風      ○ 電気      ○ 遠赤外線 ○ 放射      ○ その他（      ）
▷ 4. 冷房方式	○ 冷媒      ○ 冷水
▷ 5. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は、原則として表示された数値以上とする
▷ 6. ばい煙濃度計	○ 設けない      ○ 設ける

▷ 7. 煤じん量測定口	○ 設けない
▷ 8. 放熱器等	○ 設ける (煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする )
	種別 ○ 鑄鉄製放熱器 ○ パネルヒーター
	○ ファンコイルユニット ○ ヒートポンプユニット
	○ ファンコンベクター ○ ユニットヒーター
	○ パッケージエアコン ○ FF暖房機
	○ 電気ヒーター ○ 遠赤外線暖房機
	○ コンベクター ○ ベースボードヒーター
	○ 床暖房 ( ○ 温水 ○ 電気 )
	○ ロードヒーティング ( ○ 温水 ○ 電気 )
	○ その他 ( )

**○ 暖房設備**

項目	特記事項
▷ 1. エネルギー源	○ 重油 ○ 灯油 ○ ガス (都市ガスの場合 ○ 低圧 ○ 中圧)
▷ 2. 暖房方式	○ 電気 ○ その他 ( )
▷ 3. 主要熱源機器及び付属機器	○ 蒸気 ○ 温水 ○ 温風 ○ 電気 ○ 遠赤外線
▷ 4. ばい煙濃度計	○ 放射 ○ その他 ( )
▷ 5. 煤じん量測定口	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等 (電動機出力は除く) は、原則として表示された数値以上とする
▷ 6. 放熱器等	○ 設けない ○ 設ける
	○ 設けない
	○ 設ける (煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする )
	種別 ○ 鑄鉄製放熱器 ○ パネルヒーター
	○ ファンコイルユニット ○ ヒートポンプユニット
	○ ファンコンベクター ○ ユニットヒーター
	○ パッケージエアコン ○ FF暖房機
	○ 電気ヒーター ○ 遠赤外線暖房機
	○ コンベクター ○ ベースボードヒーター
	○ 床暖房 ( ○ 温水 ○ 電気 )
	○ ロードヒーティング ( ○ 温水 ○ 電気 )
	○ その他 ( )

**○ 冷房設備**

項目	特記事項
▷ 1. エネルギー源	○ 重油 ○ ガス (都市ガスの場合 ○ 低圧 ○ 中圧)
▷ 2. 冷房方式	○ 電気 ○ その他 ( )
▷ 3. 主要熱源機器及び付属機器	○ 冷媒 ○ 冷水 ○ その他 ( )
▷ 4. ばい煙濃度計	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等 (電動機出力は除く) は、原則として表示された数値以上とする
▷ 5. 煤じん量測定口	○ 設けない ○ 設ける
	○ 設けない
	○ 設ける (煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする )

▷ 6. 放熱器等	種別 ○ ファンコイルユニット ○ パッケージエアコン ○ ヒートポンプユニット ○ その他 ( )
-----------	--

**○ 換 気 設 備**

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 換気方式	○ 中央式 ○ 局所式 ○ 1種 ○ 2種 ○ 3種
▷ 2. 主要換気設備	○ ユニット型空気調和機 ○ 熱交換形換気扇 ○ ダクト式機械換気 ○ 換気扇 ○ その他 ( )
▷ 3. 制御方式	イ. 熱交換換気扇 給気ファン停止 ○ 無 * 0℃ ○ 5℃ ○ 10℃
▷ 4. 換気扇スイッチ	○ 別途工事 ○ 本工事 ○ 図示による

**○ 排 煙 設 備**

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 排煙方式	方式 ○ 機械排煙 ○ その他 ( )
▷ 2. 排煙口	イ. 形状 ○ スリット形 ○ スイング形 ロ. 開放装置 ○ 手動 ○ 手動及び遠隔操作可能なもの
▷ 3. 防煙ダンパー	イ. 復帰方式 ○ 遠隔式 ○ 手動式 ロ. 操作方式 ○ 電気 ○ その他 ( )

**○ 給 油 設 備**

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 給油方式	○ 個別給油方式 ○ 集中給油方式 ○ その他 ( )
▷ 2. 地下オイルタンク	イ. 基礎杭 ○ 要 ○ 不要 ○ 本工事 ○ 別途工事 ロ. タンク室 ○ 要 ○ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク ハ. 山留め施工 ○ 有り ( 工法 : ) ○ 無し 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したもの
▷ 3. 地上オイルタンク	基礎 ○ 本工事 ○ 別途工事 ○ 屋外タンク ○ 屋内タンク ○ 市販品 ○ 製作 (板厚 mm) 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したもの
▷ 4. オイルサービスタンク	防油堤 ○ 本工事 ○ 別途工事 ○ 設けない 基礎 ○ 本工事 ○ 別途工事 イ. 給油ポンプ ○ 設ける ○ 設けない ロ. 返油ポンプ ○ 設ける ○ 設けない

▷ 5. 遠隔式油量指示計	○ 設けない ○ 次により設ける a) 取付方法 ○ 専用蓋 ○ 油槽蓋内 ○ その他 ( ) b) 指示ユニット：製造者標準型とし図示による
▷ 6. 集中給油設備計装 工事区分	* 集中検針盤からレベラーまでの計装配管配線は本工事 ○ その他 ( )
▷ 7. 集中給油設備計装 試験調整工事区分	* 集中検針盤からレベラーまでの通信状況確認は本工事 ○ その他 ( )
▷ 8. その他	○ ( )

**○ 自動制御設備**

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 制御方式	○ 電気式 ○ 電子式 ○ デジタル式
▷ 2. 計測範囲	○ 温度 ○ 湿度 ○ その他 ( )
▷ 3. 計測箇所	図示による
▷ 4. 計測機器	図内機器表による
▷ 5. 低圧屋内配線	標準仕様書（第4編 第1章第5節及び第2章第3節）による

**○ 給 水 設 備**

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 給水方式	○ 水道直結直圧方式 ○ 水道直結増圧方式 ○ ポンプ直送方式 ( ○ 上水 ○ 井水 ) ○ 高置タンク方式 ( ○ 上水 ○ 井水 )
▷ 2. 屋外給水引き込み管	既設配水管 ( ○ 分水新設 ○ 既設分水以降接続 ) 既設敷地内給水引き込み管 ( ○ 分水新設 ○ 既設分水以降接続 ) 配水管新設 ( ○ 負担金 ○ 専用 ○ 布設替 )
▷ 3. 量水器	○ 借受品 ○ 新品購入 (水道管理者指定品)
▷ 4. 量水器柵	○ 水道管理者指定品 ○ 図内規格品
▷ 5. 量水器集中検針盤 計装工事区分	* 集中検針盤から量水器までの計装配管配線は本工事 ○ その他 ( )
▷ 6. 量水器集中検針盤 試験調整工事区分	* 集中検針盤から量水器までの通信状況確認は本工事 ○ その他 ( )
▷ 7. 受水タンク	イ. ○ 上水用 ( ) ○ 本工事 ○ 別途工事 ロ. ○ 井水用 ( ) ○ 本工事 ○ 別途工事 ハ. 制御方法 フロートレススイッチ ボールタップ・定水位調整弁 その他 ( )
▷ 8. 給水装置	ニ. 警 報 ○ 満水 ○ 減水 ○ 低水位遮断 ○ 故障 イ. 給水ポンプ ○ 揚水用ポンプ ○ 床置型 ○ 水中型 ○ 水道用直結加圧形ポンプユニット ○ 小形給水ポンプユニット ○ 床置型 ○ 水中型 ○ 吐出し圧力一定制御 ○ 末端圧力推定制御 ○ その他 ( )







▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去等

(2) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法

種類

処理方法 \* 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み  
(処理を行う範囲は図示)

(1) 石綿含有吹付け材の除去方法 (9.1.3)

\* 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による

○

(2) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置及び梱包 (9.1.1 9.1.3)

① 飛散防止措置 \* 湿潤化 ○ 固化

② 梱包 \* 密封処理(二重袋梱包) ○

(3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 (9.1.3)

○ 埋め立て処分

\* 管理型最終処分場 場所: \_\_\_\_\_

○ \_\_\_\_\_ 場所: \_\_\_\_\_

○ 中間処理

\* 無害化処理施設 場所: \_\_\_\_\_

○ \_\_\_\_\_ 場所: \_\_\_\_\_

▷ 4. 石綿含有保温材等の除去

(1) 石綿含有保温材等の除去方法 (9.1.4)

種類:

除去方法 ○ 切断又は破碎 ○ 手ばらし ○ 切断  
○ 作業場の隔離 ○ 本体搬出

種類:

除去方法 ○ 切断又は破碎 ○ 手ばらし ○ 切断  
○ 作業場の隔離 ○ 本体搬出

(2) 作業場の隔離 \* 行う ○ 行わない (9.1.4)

▷ 5. 石綿含有成形板等の除去

(1) 石綿含有成形板の種類 (9.1.5)

種類

種類

種類

(2) 石綿含有せっこうボードの石綿含有吹付け材等の処分 (9.1.5)

○ 埋め立て処分

\* 安定型最終処分場 場所 \_\_\_\_\_

(3) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付け材等の処分 (9.1.5)

○ 埋め立て処分

\* 安定型最終処分場 場所 \_\_\_\_\_

○ \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_

○ 中間処理

\* 無害化処理施設 場所 \_\_\_\_\_

○ \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_

項 目	特 記 事 項																																																							
<p>▷ 1. 概数等発注</p>	<p>(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする                      なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること</p> <p>(2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある</p> <p>(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること                      なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること</p> <p>(4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。</p> <p>(5) 概数</p> <p>7. 工事数量総括表細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量</p> <p>1. 次の項目・数量</p>																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">設計数量（単位）</th> <th colspan="2" style="width: 45%;">確定数量（単位）</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">積込・運搬量</td> <td style="text-align: center;">処分量</td> <td style="text-align: center;">積込・運搬量</td> <td style="text-align: center;">処分量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	区 分	設計数量（単位）		確定数量（単位）																						/	積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量																									
区 分	設計数量（単位）		確定数量（単位）																																																					
/	積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量																																																				